

OLIS 2010 Chinese 講義レポート

7月 26 日（月）

「保険法等の規制と生命保険営業」（ネクスティア生命 執行役員 山内恒人氏）

100 年ぶりに改正され、今年 4 月から施行された保険法について、改正のポイントを説明された。

保険法の施行で、告知は、質問事項に答えればよいことになり、過去の判例で告知義務違反により解除が肯定されていた判断も肯定されないケースが考えられる。2006 年に大阪地裁で告知義務違反により解除できるとされた判例があるが、今なら保険法ができているので解除できない。

保険契約者の変更については、保険法には記載がなく約款の規定に委ねられているが、生命保険契約の売り渡しを行ったケースの判例がある。保険契約は双務契約で保険会社に裁量権があるという理由で売買は成立しなかったが、アメリカにはマーケットができており買取り会社がキャッシュフローを証券化している。

保険法の施行で保険料不可分の原則が撤廃されることになったが合理性を欠く面もある。年払保険料が分割できるとする背景には、死亡は一年間にわたって均等に発生するという仮定が存在していなければならないが、実際には寒い時期に死亡が多く、この仮定は否定されてしまう。

債権法が新たに制定されようとしているが、金利計算が損害賠償における逸失利益の計算に与える影響は重いものがある。

参加者から、高度障害、障害の基準等について、また、講義では触れなかったが、インターネットで生命保険を販売するネクスティア生命の営業戦略について質問があった。